

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 1 10月から被保険者証(保険証)が変わります

10月1日から、医療費の自己負担割合に「2割」が加わるため、被保険者証の一斉更新を行います。

### ●後期高齢者医療被保険者証の送付

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お持ちの被保険者証の有効期限は9月30日(金)です。

10月1日(土)から使用していただく被保険者証は、9月中旬から順次、**簡易書留郵便(転送不要)**でお送りします。**郵便局の転送サービスをご利用されていても、転送先へは配達されませんのでご注意ください。**新しい被保険者証の色は**青色**です。

配達時にご不在の場合は、郵便受けに「ご不在連絡票」が入りますので、郵便局へ再配達のご依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。郵便局での保管期限(ご不在連絡票に記載されている期限)を過ぎると被保険者証は市役所へ返還されます。その場合は、市役所保険年金課の窓口でお渡ししますので、ご本人が現在お持ちの被保険者証と写真付きの身分証明書などの本人確認ができる書類を持ってお越しください。

### ●郵送ではなく市役所での受け取りをご希望される場合

電話などで事前にお申し出ください。

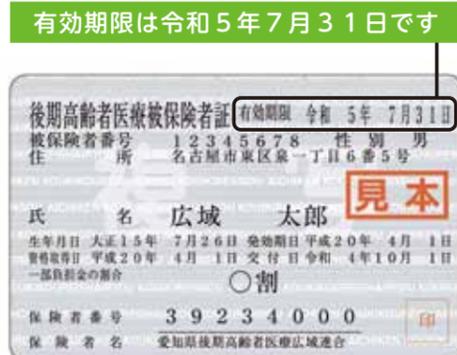
- ▼申出期間：9月1日(木)～13日(火)(土・日曜日を除く。)
- ▼受取期間：9月12日(月)～30日(金)(土・日曜日、祝日を除く。)
- ▼受取場所：市役所保険年金課(十四山支所ではお受け取りできません。)
- ▼持ち物：現在お持ちの被保険者証、写真付きの身分証明書など

※本人以外の方が受け取りに来られる場合は、委任状が必要です。お申し出の際にご相談ください。

### ●被保険者証は、有効期限を過ぎると使用できません

10月1日(土)以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

現在使用している赤茶色の被保険者証は、10月以降にご自分で破棄していただくか、市役所保険年金課または十四山支所へ返却してください。

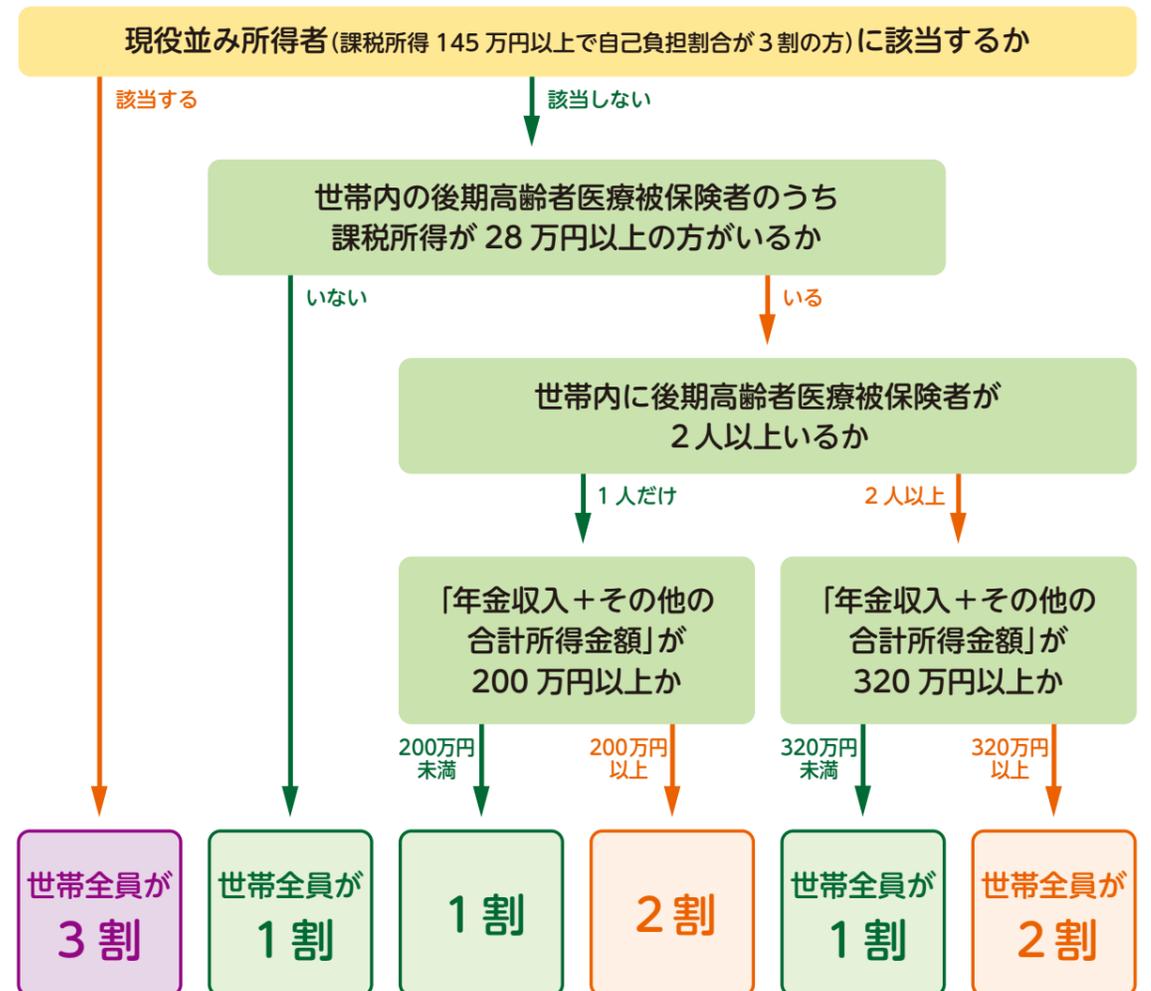


有効期限は令和5年7月31日です



## 2 10月からの自己負担割合の判定方法

自己負担割合は、主に以下の流れで判定します。被保険者証がお手元に届きましたらご自身の負担割合を必ずご確認ください。



### ●自己負担割合が「2割」となる方には、負担を抑える配慮措置があります

10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)は、自己負担割合が「2割」となる方の、急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の負担増加額の上限が1カ月あたり最大3,000円までとなります(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

高額療養費の口座を登録されていない方には、9月頃に愛知県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。

制度に関するご質問は、あいち後期高齢者医療コールセンターへお問い合わせください。

☎(0570)011-558

▼開設期間 7月11日(月)～12月28日(水) 午前8時45分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日も開設しています。

問 市役所保険年金課(内線126・127)